

医療創生大学大学院学則

平成4年4月1日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 医療創生大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部に於ける一般的並びに専門的教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究してその深奥を究め、さらに独創的研究により知的、道徳的及び応用的能力の展開により全人間形成につとめ、国家、社会に貢献し得る有能な人材の育成、及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。

(構成)

第2条 本大学院に次の研究科を設ける。

生命理工学研究科

人文学研究科

(課程及び専攻)

第3条 本大学院の各研究科に次の課程及び専攻を置く。

生命理工学研究科	修士課程	生命理工学専攻
	博士後期課程	生命理工学専攻
人文学研究科	修士課程	臨床心理学専攻

第3条の2 研究科専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

(修業年限と在学年限)

第4条 本大学院各研究科修士課程の修業年限は2ケ年とする。

ただし、第17条の2に定める履修方法による場合はこの限りではない。

本大学院修士課程に4ケ年を超えて在学することはできない。

本大学院各研究科博士後期課程の修業年限は3ケ年とする。

ただし、第17条の2に定める履修方法による場合はこの限りではない。

本大学院博士後期課程に6ケ年を超えて在学することはできない。

本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす際、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間に在学したものとみなすことができる。

(収容定員)

第5条 本大学院研究科の収容定員は次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
生命理工学研究科	修士課程	生命理工学専攻	5名	10名
	博士後期課程	生命理工学専攻	2名	6名
人文学研究科	修士課程	臨床心理学専攻	10名	20名

第2章 教員組織

(教員)

第6条 本大学院各研究科に、以下の教員を置く。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科専攻長
- (3) 研究科委員会の議を経て学長が委嘱する教授

2 前項第2号のほか、副専攻長を置くことができる。

3 第1項第3号のほか、研究科委員会の議を経て学長が委嘱する准教授、講師、助教、客員教授を置くことができる。

第3章 研究科委員会

(組織)

第7条 本大学院研究科に、本則第8条に掲げる事項を審議するため研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、各研究科に所属する専任の教授、准教授、講師、助教を以て組織する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

4 研究科委員会の運営については、別に定める。

(審議事項)

第8条 研究科委員会は、当該研究科に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項

2 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

3 第1項第3号及び前項に定める事項については、研究科委員会運営細則に定める。

(連合委員会)

第9条 学長が必要と認めたととき、連合の研究科委員会を開くことができる。

第4章 自己点検・評価等

(大学院自己点検・評価等)

第10条 本大学院に関する自己点検・評価については、本学自己評価運営委員会の規定の定めるところによる。

第10条の2 本大学院に関するファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントについては、本学FD・SD委員会の規定の定めるところによる。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学年を分けて、前学期（自4月1日、至9月21日）、後学期（自9月22日、至翌年3月31日）とする。

2 学長は必要により学期の開始終了について、変更することができる。

(休日)

第13条 休業日は、下記のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春期休業日 3月23日から 3月31日まで

(4) 夏期休業日 7月22日から 9月21日まで

(5) 冬期休業日 12月25日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により前項の休業日を変更し、学期中に臨時に休業し、又は休業日に臨時に授業を行わせることができる。

第6章 教育課程及び履修方法

(科目と単位)

第14条 本大学院の生命理工学研究科、人文学研究科の授業科目、単位数及びその履修方法は別表第2のとおりとする。

第14条の2 大学院におけるメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(履修要件)

第15条 本大学院修士課程においては専攻の授業科目について30単位以上を履修し、学位論文を提出し、さらに最終試験を受けなければならない。

(履修科目の申告)

第16条 履修しようとする授業科目については当該指導教授の承認を経て、所定の期日までに、事務局に申告しなければならない。

(他研究科及び他大学の大学院の授業科目の履修又は留学)

第17条 指導教授が必要と認め、かつ当該研究科委員会が認める場合は、所定の手続きを経て本大学院の他の研究科の授業科目を指定して履修させることができる。

2 他大学大学院の授業科目の履修及び研究指導が教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、他大学院の授業科目の履修、研究指導を受けることができる。

3 外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関において修学することが教育上有益であると当該研究科委員会が認めるときは、留学することができる。

4 留学の期間は、1年に限り在学年数に算入することができる。

5 前項の規定により修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

6 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は10単位までとする。

7 入学する前に、修得した単位及び修学の成果は、本大学院において修得した単位及び修学の成果とみなす。

8 第7項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとする。

9 第6項、ならびに第8項の修得したものとみなすことができる単位数の合計は20単位までとする。

10 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第17条の2 学生が職業を有している等の事情により、第4条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、医療創生大学大学院長期履修規程の定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(公認心理師)

第18条 本大学院修士課程において、公認心理師の受験資格を受けようとする者は、別表第4に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第7章 単位の取得、試験及び学位論文

(単位の取得)

第19条 本大学院において所定の学科目を履修した者に対しては、毎学期あるいは学年末に試験を行い、合格した者に対して単位を与える。

(成績の評価)

第20条 試験の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の試験成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、及びCは69点から60点とし、59点以下はFとする。

3 前各項の規定にかかわらず、他大学院等において習得した単位を認定する場合は、Tで表す。

4 学位論文の成績の評価の方法は、研究科委員会で定める。

5 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

(論文提出と研究計画の承認)

第21条 修士及び博士の学位論文を提出しようとする者は、論文の主題とその研究計画書を当該指導教授に提出し、その承認を受けなければならない。

(学位論文の提出)

第22条 修士及び博士の学位論文は、正副2部作成し、当該指導教授を通じて研究科長に提出するものとする。

(学位論文の提出期限)

第23条 修士及び博士の学位論文は、在学期間中に提出せしめ、又審査を終了するものとする。

(論文の審査)

第24条 修士及び博士の学位論文の審査は、審査委員会がこれにあたる。

2 論文の審査基準については、別に定める。

(審査の報告)

第25条 審査委員会は審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を当該研究科委員会に提出しなければならない。

(最終試験)

第26条 最終試験は、審査委員が学位論文を中心として、これに関連ある科目について行う。

(論文と最終試験の判定)

第27条 学位論文及び最終試験の合格、不合格は、審査委員会の報告に基づき、当該研究科委員会が決定する。

2 研究科委員会の議を経た判定結果は、学長に報告するものとする。

第8章 課程修了の要件及び学位の授与

(課程修了要件)

第28条 修士課程を修了するためには、2年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について30単位以上を修得し、更に学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学して、専攻の定める所要授業科目について、生命理工学専攻では16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(1) 第31条2項3号に定める入学資格により、生命理工学専攻(博士後期課程)へ入学した者においては、専攻の定める所要授業科目の16単位に加え、生命理工学専攻(修士課程)の定める所要授業科目のうち、14単位以上を修得しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものと研究科委員会において認めた場合、および第4条に定める勘案期間を含めて、1年以上在学すればたりるものとする。

4 第1項の修士課程の修了の認定は、その研究に必要な1か国以上の外国語に通じていることを条件とする。

(学位の授与)

第29条 本大学院の学位論文審査、最終試験の方法、その他学位に関する事項は本学学位規則の定めるところによる。

第9章 入学、休学、退学

(入学の時期)

第30条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学資格)

第31条 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

- (2) 文部科学大臣の指定した機関によって大学卒業の学力を有すると認定された者
- (3) 外国において通常の課程による16年の学校教育を終了した者
- (4) 本大学において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認定した者

2 本大学院の博士後期課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又はこれに相当する学位を得た者
- (3) 本大学において大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力があると認定した者

(入学志願手続)

第32条 本大学院の修士課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校長の卒業又は卒業見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) その他大学が必要と認めた書類

2 本大学院の博士後期課程に入学を志望する者は、指定の期間内に、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 履歴書
- (3) 修士課程の学位取得証明書または見込証明書及び成績証明書
- (4) 最近撮影の写真
- (5) その他大学が必要と認めた書類

(入学考査)

第33条 入学志願者に対しては、学力、その他について考査する。

2 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第34条 入学を許可された者は別に定める入学金及び授業料その他を添えて所定の用紙に依る保証人署名の在学誓約書を提出しなければならない。

(保証人の変更)

第35条 転居その他の理由によって保証人を変えた場合は保証人変更届と共に新たに在学誓約書を提出しなければならない。

(休学)

第36条 病気その他、やむを得ない事由により、引き続き2ヶ月以上修学することができないときは、学長の許可を得て、1ケ年以内休学することができる。ただし、特別の事由がある場合、引き続き休学を許可するが、通算して2ケ年をこえることができない。

2 休学期間中でも、その事由が終ったときは、届け出て復学することができる。

3 休学の期間は在学年数に算入しない。

(休学中の学費)

第37条 前条第1項により休学を許可された者(以下「休学者」という。)は別表第3に定める在籍料を納めなければならない。

(退学)

第38条 病気その他、やむを得ない事由のため、学業を続ける見込みがないときは願い出て退学することができる。

(除籍)

第39条 学生が、次の各号の1に該当する場合は、学長は当該研究科委員会の議を経て、当該学生を除籍することができる。

- (1) 正当な理由なく長期に亘り欠席し、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 所定の学費を納入しない者
- (3) 修士課程において、同一専攻に在学4年におよんでなお修了できない者
- (4) 博士後期課程において、同一専攻に在学6年におよんでなお修了できない者

(再入学)

第40条 やむを得ない事由で退学した者が、再入学を願い出たときは、定員に余裕のある場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。ただし、第43条に規定する罰則により退学した者については、再入学は許可しない。

第10章 学費

(学費)

第41条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費とし、別表第3のとおりとする。

- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費を納めなければならない。
- 3 授業料、施設拡充費は、所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。
- 4 博士の学位論文の審査に際し、別表第3に定める博士論文審査料を納付しなければならない。
- 5 博士後期課程に3年以上在学し、学位論文を作成するために引き続き在学する者は、学位取得候補生と称し、別表第3に定める学位論文指導料を納めなければならない。
- 6 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。
- 7 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第11章 賞罰

(表彰)

第42条 品行方正で学業優秀な者、または、他の学生の模範とすべき篤行ある者は、表彰することができる。

(罰則)

第43条 本大学院学生にして、学生の本分に反する行為があった場合は、その軽重に従い譴責、停学または除籍、退学処分に付される。

- 2 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学業成績劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学秩序を乱し、その他本大学院学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第12章 委託生、聴講生、外国人学生

(委託生)

第44条 他の大学院又は外国の大学院の委託により、本大学院の授業科目の履修又は研究指導を希望する場合は、当該他の大学院等と協議して定めるところにより、研究科において委託生として受け入れを許可することができる。

(聴講生)

第45条 本大学院における授業科目のうち1科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、研究科において、選考の上聴講を許可することがある。

2 聴講生の入学の時期は学年始めとする。

(外国人学生)

第46条 外国人で本大学院に入学を希望する場合は、研究科において、選考の上外国人学生として入学を許可することがある。

2 外国人学生は収容定員外とすることがある。

第47条 委託生、聴講生及び外国人学生に対しては、学生に関する規程のすべてを準用する。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

本学則は平成6年4月1日から施行する。ただし、平成5年度以前の入学生については、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は平成7年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第3(学費)は平成15年度以前の入学生についても適用する。

附 則

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学生については、別表第3(学費)に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 21 条に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 31 年度以前の入学生については従前の例による。

2 第 5 条の規定にかかわらず、平成 31 年度の入学生については、次のとおりとする。

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
理工学研究科	修士課程	物質理学専攻	7 名	14 名
		物理工学専攻	7 名	14 名
	博士課程	物質理工学専攻	2 名	6 名
人文学研究科	修士課程	日本文学専攻	5 名	10 名
		英米文学専攻	5 名	10 名
		社会学専攻	5 名	10 名
		臨床心理学専攻	10 名	20 名
	博士課程	日本文学専攻	2 名	6 名

附 則

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 研究科専攻の人材養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 生命理工学研究科

研究科	<p>生命理工学研究科生命理工学専攻（修士課程）では、「科学的根拠（サイエンス）に基づいた、術（アート）を備えた慈愛（ハート）のある医療人の創生」を目的として、分子レベルでの生命科学から創薬、および化学療法と人間工学を基盤とし、健康の維持と増進に寄与し、医療現場の中核となりうる深い知識と研究能力・実践力を兼ね備えた研究者・技術者・医療人を養成する。</p> <p>また、生命理工学研究科生命理工学専攻（博士後期課程）では、「科学的根拠（サイエンス）に基づいた、術（アート）を備えた慈愛（ハート）のある医療人の創生」を目的として、生命科学、薬学、健康医療科学分野における高度な知識と創造的な研究能力を資する教育・研究者、さらに医療の現場で中核となりうる慈愛と科学的な論理的思考力を兼ね備えた高度医療専門職リーダーを養成する。</p>	
専攻	<p>生命理工学専攻 （修士課程）</p>	<p>生命理工学専攻（修士課程）では、次のような能力を修得することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（知識・技能）生命科学・薬学領域、もしくは健康医療・人間工学領域における深い学識・高度な研究能力・技術力を修得している。 2.（思考力・判断力・表現力）研究者・技術者・医療人として、科学的な論理的思考に基づいた問題解決能力を修得している。 3.（主体性・態度）研究者・技術者・医療人にふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけ、研究活動に必要なコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。 4.（創造力）生命科学・薬学、もしくは健康医療・人間工学の専門領域における理論と技術を応用し展開できる能力を修得している。
	<p>生命理工学専攻 （博士後期課程）</p>	<p>生命理工学専攻（博士後期課程）では、次のような能力を修得することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.（知識・技能）生命科学、薬学もしくは健康医療、人間工学に関する深い学識、極めて高度な研究能力及び技術力を習得している。 2.（思考力・判断力・表現力）研究者・技術者・医療人のリーダーとして、科学的な論理的思考に基づいた、社会に貢献できる高い問題解決能力を修得している。 3.（主体性・態度）研究者・技術者・医療人のリーダーにふさわしいヒューマニズムと高い倫理観を身につけ、自立した研究活動に必要な高いコミュニケーション能力、及び外国語能力を修得している。 4.（創造力）生命科学・薬学、もしくは健康医療・人間工学の専門領域において、高度な理論と技術を創造的に展開できる能力を修得している。

(2) 人文学研究科

研究科	修士課程（臨床心理学専攻）を有する大学院人文学研究科は、本学の教育理念・目的を根本に据え、学士課程での専門教育を基盤としつつ、より高度な学術の理論および応用の方法を修得させ、広く社会に貢献できる研究者および高度な専門的職業人を養成することを目的とする。	
専攻	臨床心理学専攻 （修士課程）	<p>臨床心理学専攻は、学部における心理学的教養の上に臨床心理学に関する学識を身につけ、高度な専門的研究ならびに実践の能力を養うことを目的としている。具体的には臨床心理士・公認心理師の養成を目指している。臨床心理士の養成については、（公財）日本臨床心理士資格認定協会の基準に基づき、公認心理師の養成については公認心理師法に定められた科目を基に、それぞれの受験資格を取得できるようにカリキュラムを編成している。内容は、実習を通して心理臨床の実務など実践的な能力を身につけることを中軸に、心理学研究の方法論を学ぶほか、基礎心理学の各領域にわたる科目をバランスよく整備し、基本的な心理学的素養の育成をはかるよう内容の充実に努めている。</p> <p>このような教育体制によって、人間理解の広い視野と確実な学識に裏付けられた実践能力の高い心理臨床の専門家を養成することを目的としている。</p>

別表第2 大学院教育課程表

(1) 生命理工学研究科

課程 専攻	修士課程				備考
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
生命理工学専攻	生命理工学特別研究Ⅰ	6			論文指導は特別研究Ⅰ、Ⅱ及び研究講読Ⅰ、Ⅱで行う。
	生命理工学特別研究Ⅱ	6			
	生命理工学研究講読Ⅰ	2			
	生命理工学研究講読Ⅱ	2			
	健康医療科学研究法特論Ⅰ		2		
	健康医療科学研究法特論Ⅱ		2		
	生物統計学特論		2		
	健康医療における教育特論		2		
	健康医療における学習特論		2		
	科学的根拠に基づく医療の理論と実践		2		
	リハビリテーション学特論		2		
	内部障害リハビリテーション特論		1		
	実践内部障害リハビリテーション演習		1		
	運動器リハビリテーション特論		1		
	実践運動器リハビリテーション演習		1		
	神経リハビリテーション特論		1		
	実践神経リハビリテーション演習		1		
	精神リハビリテーション特論		1		
	実践精神リハビリテーション演習		1		
	物理化学特論		2		
	生体機能特論		2		
	生体物質特論		2		
	物質構造特論		2		
	毒性学特論		2		
	生命科学特論Ⅰ		2		
	生命科学特論Ⅱ		2		
	天然物化学特論		2		
	有機化学特論		2		
	生化学特論		2		
	生命理科学特論		2		
	構造生物学特論		2		
	計	16	46		

課程 専攻	博士後期課程				備考
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
生命理工学専攻 (博士後期課程)	生命理工学特別講読 D I	2			※特別講読 D・特別研究 D とも、 I を履修した上で II を履修す ること。 ※修得すべき単位は 16 単位以 上で、かつ指導教員による研究 指導を必ず受けること。
	生命理工学特別講読 D II	2			
	生命理工学特別研究 D I	6			
	生命理工学特別研究 D II	6			
	健康医療における教育特論 D		2		
	健康医療における学習特論 D		2		
	計	16	4		

(2) 人文学研究科

課程 専攻	修士課程				備考
	授業科目	単位数			
		必修	選択	自由	
臨床心理学専攻	臨床心理学特論	4			
	臨床心理面接特論 I (心理支援に関する理論と実践)	2			
	臨床心理面接特論 II	2			
	臨床心理査定演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			
	臨床心理査定演習 II	2			
	臨床心理基礎実習	4			
	心理実践実習 I		1		
	心理実践実習 II		3		
	心理実践実習 III		3		
	臨床心理実習 I (心理実践実習IV)	2			
	心理実践実習 V		1		
	臨床心理実習 II	2			
	臨床心理学研究法特論		2		
	臨床心理学関連行政論		2		
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)		2		
	人格心理学特論		2		
	発達心理学特論		2		
	家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)		2		
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)		2		
	臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)		2		
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)		2		
	投映法特論		2		
	心理療法特論		2		
	臨床催眠学特論		2		
	リハビリテーション心理学特論		2		
	臨床動作法特論		2		
	心理学特殊研究		2		
	臨床心理学特殊研究		4		
	表現療法特論		2		
	産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)		2		
	健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)		2		
	社会心理学特論		2		
心理学実践演習 I		2			
心理学実践演習 II		2			
計		20	54		

別表第3 学費

修士課程

入 学 金	(生命理工学研究科)	280,000 円
	(人文学研究科)	250,000 円

ただし、学校法人明星学苑、学校法人医療創生大学が設置する大学からの進学者に関しては、入学金を免除する。

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科		人文学研究科	
課程	修 士 課 程		修 士 課 程	
年次	1 年 次	2 年 次	1 年 次	2 年 次
授業料	350,000	350,000	290,000	290,000
施設設備費	130,000	130,000	100,000	100,000
合計	480,000	480,000	390,000	390,000

博士後期課程

入 学 金	(生命理工学研究科)	280,000 円
-------	------------	-----------

ただし、学校法人明星学苑、学校法人医療創生大学が設置する大学からの進学者に関しては、入学金を免除する。

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科		
課程	博士後期課程		
年次	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授業料	350,000	350,000	350,000
施設設備費	130,000	130,000	130,000
合計	480,000	480,000	480,000

(修士課程：長期履修の場合)

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科		
課程	修 士 課 程		
年次	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授業料	240,000	230,000	230,000
施設設備費	90,000	85,000	85,000
合計	330,000	315,000	315,000

(博士後期課程：長期履修の場合)

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科			
課程	博士後期課程			
年次	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	262,500	262,500	262,500	262,500
施設設備費	97,500	97,500	97,500	97,500
合計	360,000	360,000	360,000	360,000

在籍料（休学者）

修士課程

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科		人文学研究科	
課程	修士課程		修士課程	
年次	1年次	2年次	1年次	2年次
半期在籍料	24,000	24,000	19,500	19,500
年間在籍料	48,000	48,000	39,000	39,000

博士後期課程

(単位：円)

研究科	生命理工学研究科		
課程	博士後期課程		
年次	1年次	2年次	3年次
半期在籍料	24,000	24,000	24,000
年間在籍料	48,000	48,000	48,000

博士論文審査料等

- イ 本学大学院博士後期課程を経た者 50,000円
- ロ 本学大学院博士後期課程を経ない者 250,000円
- 学位論文指導料（各年度） 150,000円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴講生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位につき6,250円
科目等履修生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位につき10,000円 *本学卒業生は上記の半額
研究生	研究指導料	生命理工学研究科 200,000円
		人文学研究科 150,000円

別表第4 公認心理師関連科目

授業科目	必修科目の 単位数	選択科目の 単位数	配当学年
臨床精神病理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
産業心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	2		1・2
臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2		1
臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	2		1
家族心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	2		1・2
健康心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	2		1・2
心理実践実習Ⅰ※	1		1
心理実践実習Ⅱ※	3		1・2
心理実践実習Ⅲ※	3		1・2
臨床心理実習Ⅰ(心理実践実習Ⅳ)※	2		2
心理実践実習Ⅴ※	1		2
計	28		

※心理実践実習(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ)の時間は450時間以上とする。実習において担当ケース(心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等)に関する実習時間は計270時間以上(うち、学外施設における当該実習時間は90時間以上)とする。